

裁判員制度の本格施行を控えて —裁判員裁判の審理について—

いよいよ今年の5月21日から、裁判員制度が始まります。

裁判員候補者名簿に登録された方には、すでに「通知書」が届いていることと思います。ただ、「裁判ってどんなふうに進んでいくんだろう…」と思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、今回は、裁判員裁判の法廷で行われる「審理」についてお伝えします。



裁判員裁判の審理

裁判員裁判の法廷で行われる審理の流れは、次のとおりです。

- 1 ぼうとう てつづき
冒頭手続
- 2 しょうこしら てつづき
証拠調べ手続
- 3 べんろん てつづき
弁論手続

では、この3つについて、もう少し詳しく見ていきましょう。

ぼうとう てつづき 1 冒頭手続

じんていしつもん
人定質問・・・裁判長が、被告人の氏名等を確認します。

きそじょうろうどく
起訴状朗読・・・検察官が起訴状を朗読します。

もくひけんとう こくち
黙秘権等の告知・・・裁判長が、被告人に話したくないことは話さなくてもいいことなどを説明します。

ざいじょうにんび
罪状認否・・・起訴状に書かれている事実について、被告人・弁護人の言い分を聞きます。



被告人が起訴された事実をすべて認めていたら、裁判員は何をするの？

刑事裁判では、たとえ被告人がすべての事実を認めていても直ちに有罪になるわけではありません。事実を争っている事件と同じく、法廷で取り調べた証拠に基づいて事実があったかどうかを判断します。被告人が有罪であるということになれば、次に、どのような刑罰を被告人に与えるかを決めることになります。

2 証拠調べ手続

検察官の冒頭陳述^{ぼうとうちんじゆつ} 検察官が、証拠によって証明しようとする具体的な事実関係を主張します。

弁護人の冒頭陳述^{ぼうとうちんじゆつ} 弁護人も被告人側の立場から、具体的な事実関係を主張します。

公判前整理手続の結果を明らかにする手続^{こうはんぜんせいりてつづき} 最初の公判手続期日の前に、裁判所、検察官、弁護人が、争点と証拠を整理し、審理の計画を立てることを目的とする公判前整理手続を行います。法廷では、裁判長から公判前整理手続で整理された争点などが告げられます。

証拠の取調べ^{しょうことりしら} 事件に関係する証拠を取り調べます。「証拠を取り調べる」とは、証人や被告人の話を聞くこと、凶器などの証拠物を見ること、検察官や弁護人が書類の内容を読み上げるのを聞くことをいいます。裁判員も、証人や被告人に質問することができます。



裁判員になったら、たくさん資料を見なくては行けないの？

法律の専門家でない国民の皆さんが刑事裁判に参加するのですから、争点の判断に必要な証拠だけが厳選され、かつ、法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるような審理を行います。

裁判員が、多くの書類を一つ一つ読み込まなければならないということはありません。



予定されていた審理期間が延びたらどうなるの？

公判前整理手続において、裁判所と検察官及び弁護人が協議をして、審理の進行について綿密な計画を立てますので、基本的に、審理期間が延びることはないと考えています。万一、審理期間が延びた場合、改めて裁判員の都合をお聞きすることになります。もし辞退事由に当たるような支障がある場合には、辞任の申立てをすることができます。

3 弁論手続

検察官の論告・求刑^{ろんこくきゅうけい} 検察官が、事実関係や法律上の問題などについての意見と、被告人に与えるべきと考える刑を述べます。

弁護人の弁論^{べんろん} 弁護人が、事実関係や法律上の問題などについて意見を述べます。

被告人の最終陳述^{さいしゅうちんじゆつ} 被告人が意見を述べます。

被告人が意見を述べると、事件の審理は終わります。

審理が終わると、裁判員と裁判官と一緒に評議を行い、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、議論し、決定します。

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます（裁判員は、判決の宣告にも立ち会います。）。

最後に～スタートにむけて～

みなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に、みなさんの感覚が反映されるとともに、司法に対するみなさんの理解がより深まり、信頼が高まることが期待されています。

よりよい司法の実現に向けて、裁判員制度への一層のご理解とご協力をお願いいたします。



裁判員制度についての情報は、裁判員制度ウェブサイト
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)にも掲載されています。
是非ご覧ください！

